

令和元年度 第2回 釜石市都市計画審議会

議案内容説明資料

日時：令和2年3月23日(月) 13:30
場所：釜石市役所第4庁舎3F 第7会議室

議案内容

議案第1号

一団地の津波防災拠点市街地形成施設（鶴住居地区）の変更について

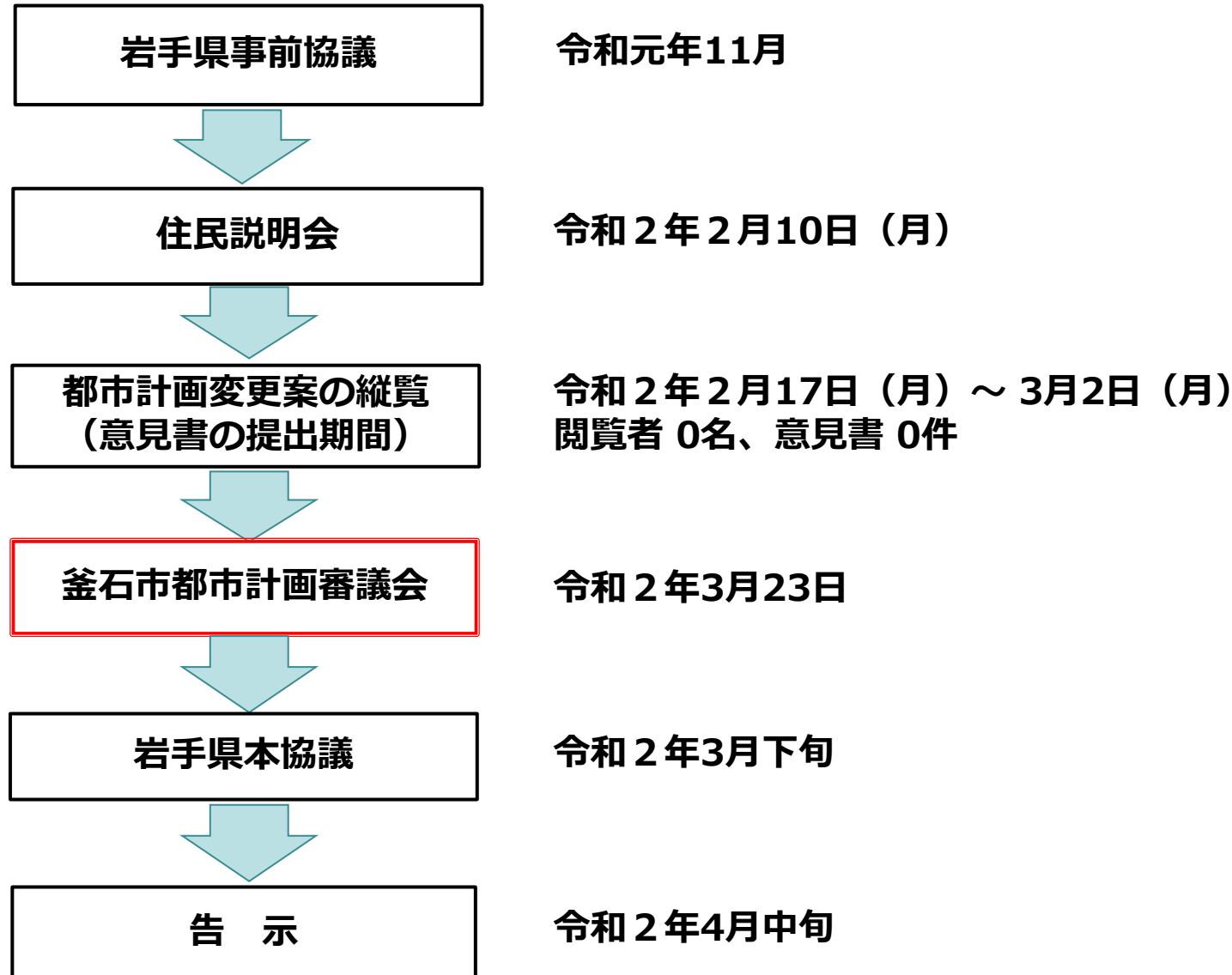
議案第1号

一団地の津波防災拠点市街地形成施設（鶴住居地区）の変更について

< 概要 >

事業の進捗に伴う小・中学校周辺の施設計画の変更と整合を図るもの

都市計画法に基づく手続きの予定スケジュール



一団地の津波防災拠点市街地形成施設とは

津波が発生した場合においても「都市機能を維持するための拠点となる市街地を形成する施設」の一体的な整備を目的とした都市計画施設で、「**津波復興拠点整備事業を実施する区域**」を都市計画決定しています。

釜石市では、鵜住居地区と東部地区の一部において、この事業を活用して復興事業を進めています。

【津波復興拠点整備事業で整備している施設等】

鵜住居地区：小・中学校の基盤整備、駅前周辺の公共施設整備など

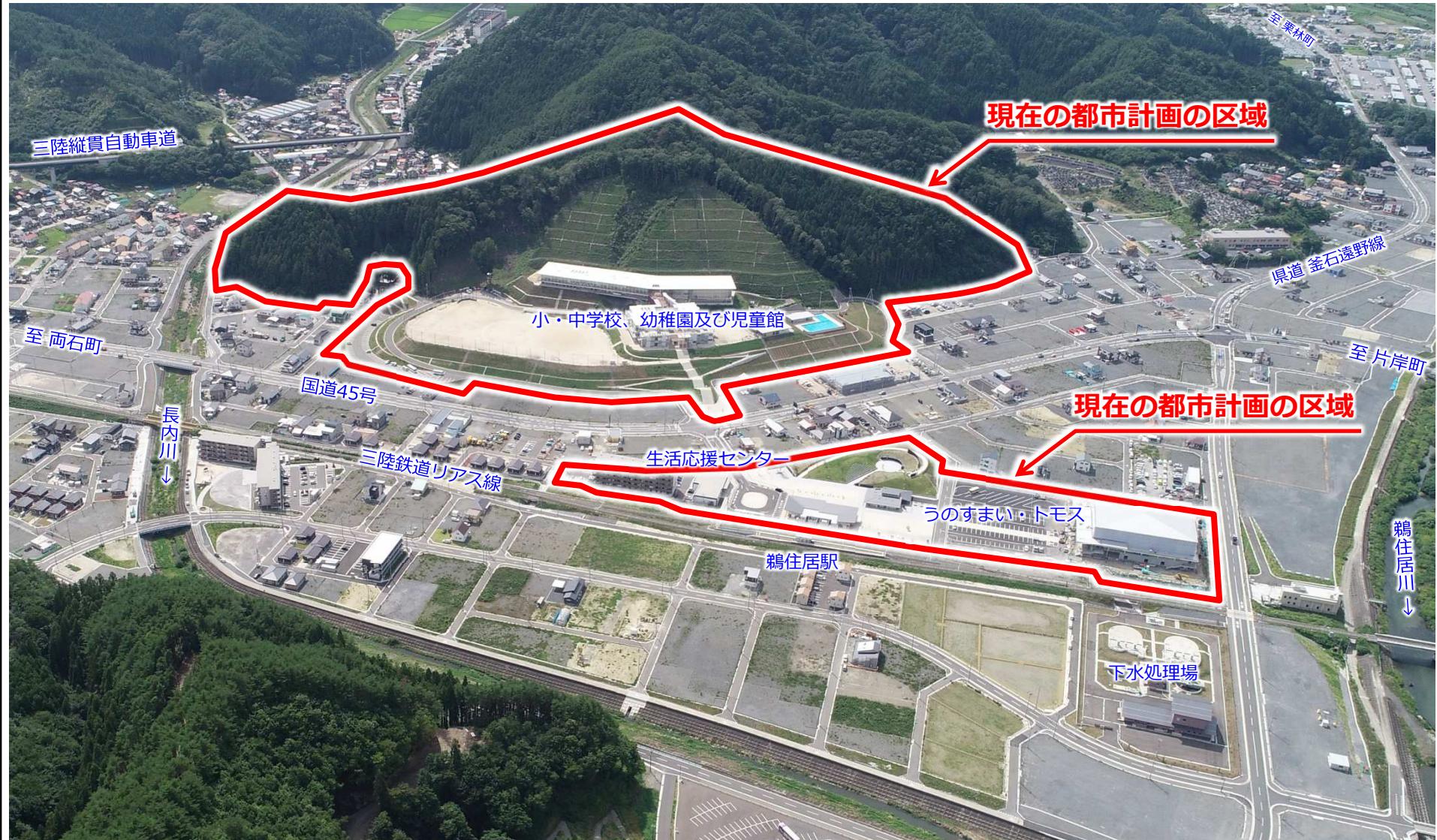
東部地区：宅地造成、道路、広場の整備など

※次の施設整備は、別の事業で整備しています。

- ・グリーンベルト
- ・土地区画整理事業
- ・公共下水道、汐立排水ポンプ場
- ・復興公営住宅 など

一団地の津波防災拠点市街地形成施設とは

【津波復興拠点整備事業による市街地整備の状況（鵜住居地区）】



一団地の津波防災拠点市街地形成施設（鵜住居地区）の変更

【変更理由】

東日本大震災による大津波により、鵜住居駅周辺の大半の住宅、教育施設、公益施設、業務施設等が倒壊したため、早期の復旧が必要となっています。

本計画では、今次津波が発生しても浸水しない高台の確保と宅地の嵩上げを行うこと等により、新たに整備する道路網も活用しながら、今後津波が発生した場合においても都市機能を維持するための拠点となる、防災機能、居住機能を有した市街地を形成するため、災害公営住宅、小・中学校、防災施設他の施設の整備を行うため平成24年11月30日に、一団地の津波防災拠点市街地形成施設（鵜住居地区）として都市計画決定しました。その後、小・中学校等の設計が進捗し、学校を防災機能も兼ね備えた施設として整備すること、土地区画整理事業等の進捗に伴い国道45号沿線に換地をうけ自らの土地での商業施設等の再建意向が確認されたこと、並びに鵜住居駅前エリアにおいて体育館、地域交流施設、市役所出張所及び災害公営住宅等の立地による拠点形成を進めるため、平成26年1月31日に区域の変更及び公益的施設の変更及び公益的・住宅施設の拡充等を見直す変更を行っています。

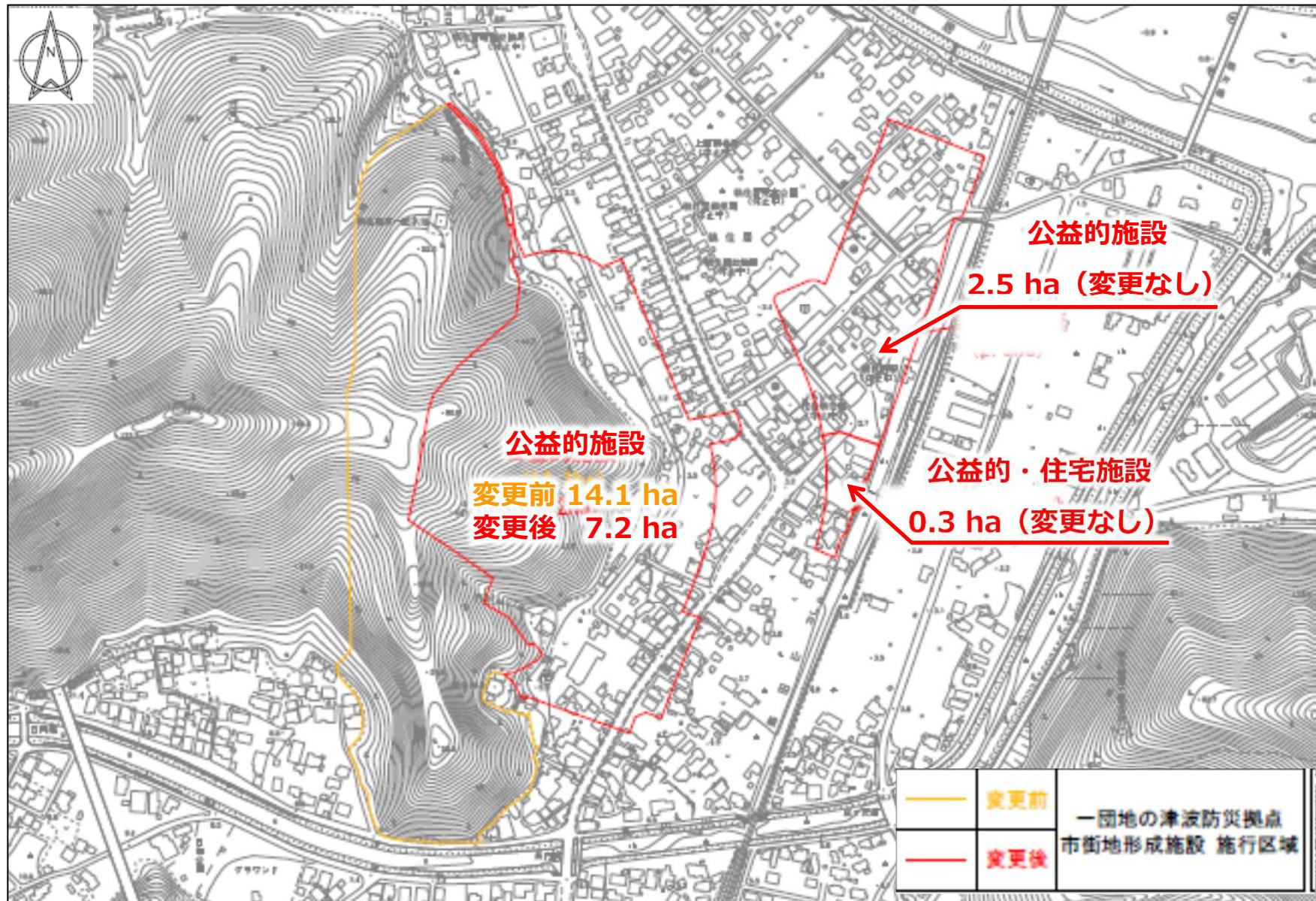
さらに、鵜住居駅前の公益的・住宅施設について駅前整備と一体的に計画するため、平成28年2月9日に元の区域とJR用地の間に位置した歩行者専用道路を事業区域内に含む形に区域を見直す変更を行ったところです。

平成26年に施設配置の見直しを行った際には、災害時に三陸自動車道側の集落へ向かう避難路の整備を検討していましたが、平成29年3月24日に本区域内に新たに整備した小・中学校が防災機能を備えた拠点避難所として指定され、現地調査や詳細な検討を行った結果、防災計画上、当初計画決定時において小・中学校の隣接地に別途整備を検討していた防災施設及び避難路の整備を見直し、事業実施に必要な区域が当初計画より大きく縮小したところです。

このことから、事業の進捗に伴う施設計画の変更と整合を図るため、一団地の津波防災拠点市街地形成施設（鵜住居地区）の事業区域を本案のとおり変更するものです。

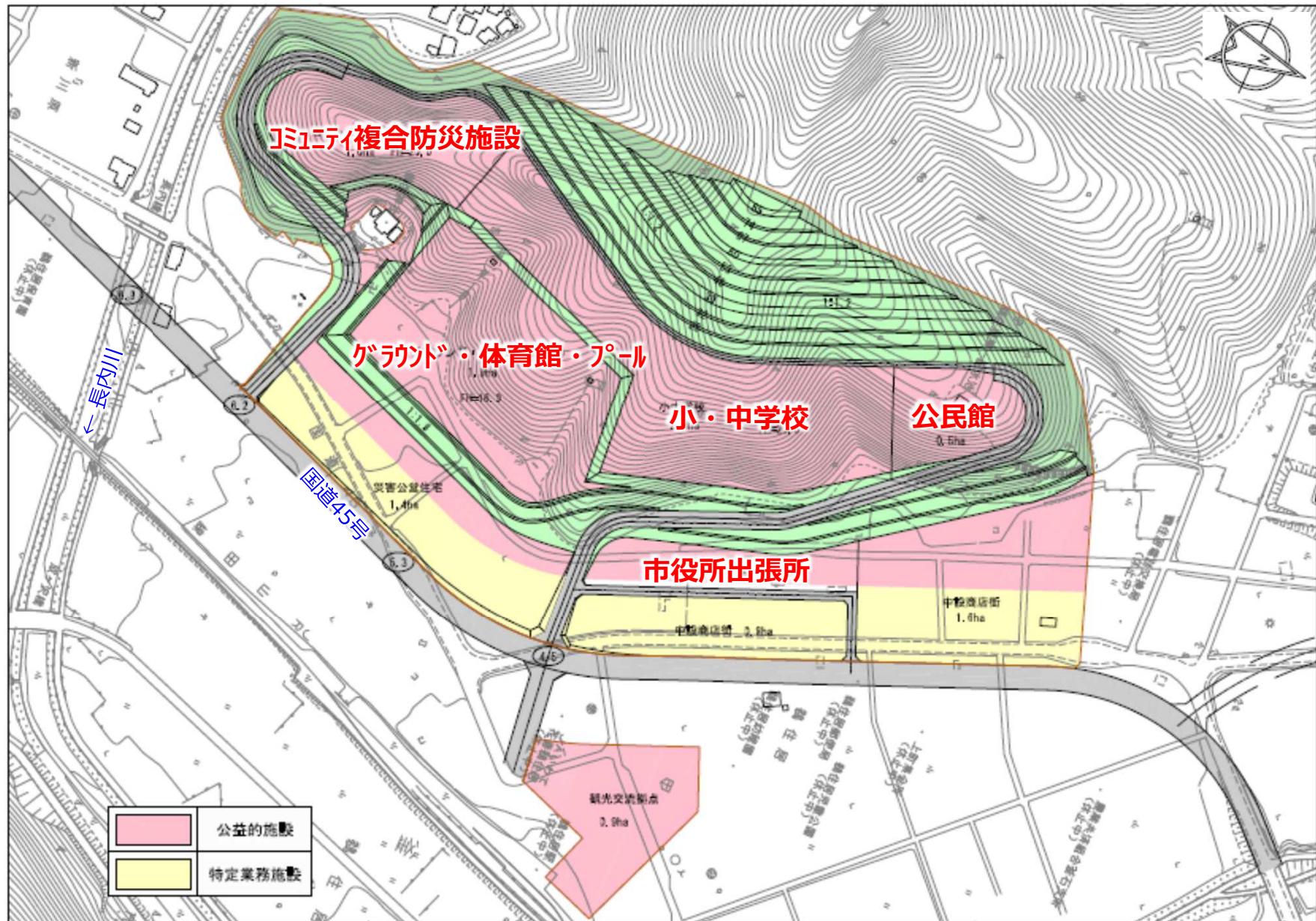
一団地の津波防災拠点市街地形成施設（鶴住居地区）の変更

【都市計画の変更案】



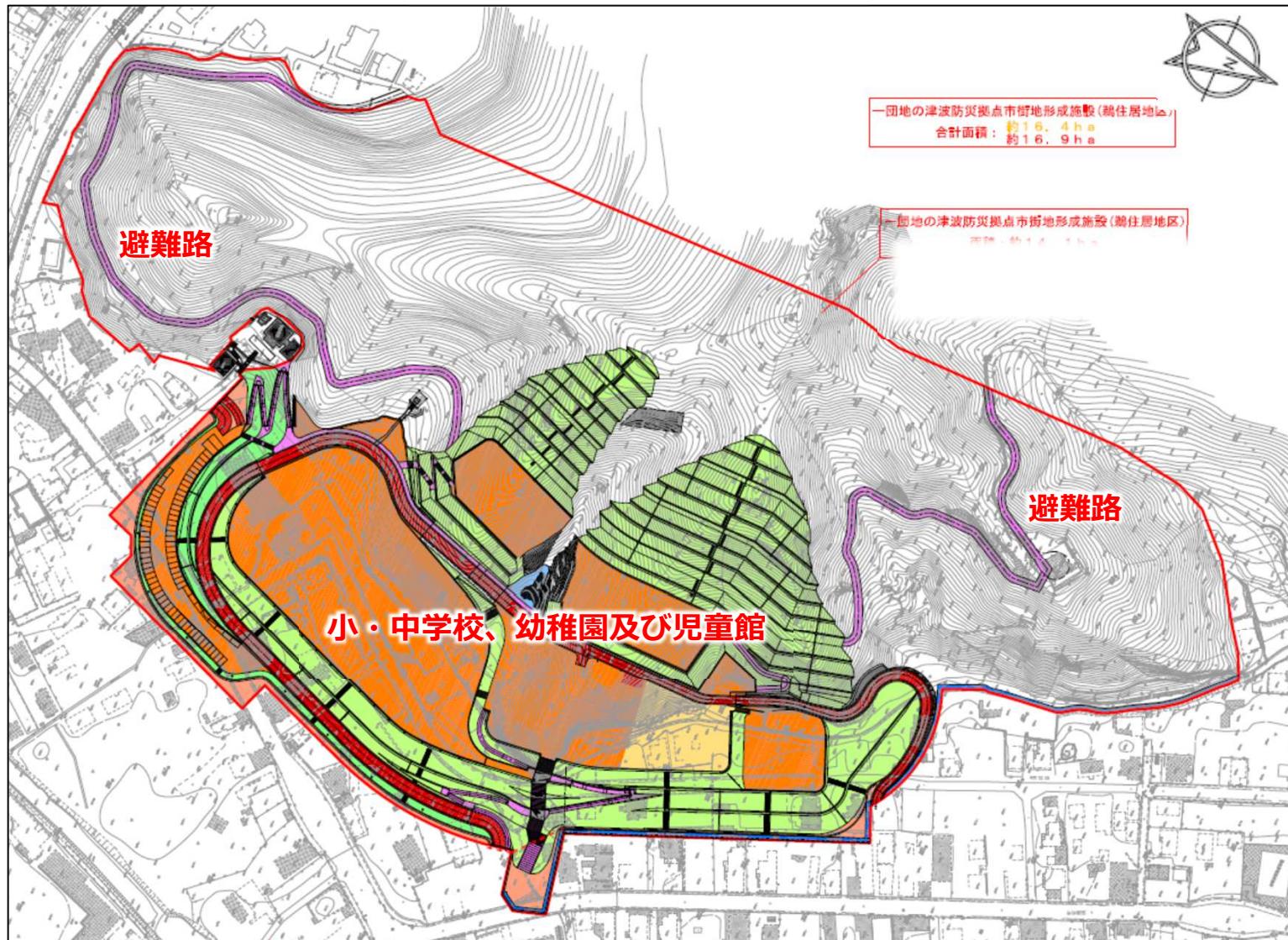
一団地の津波防災拠点市街地形成施設（鶴住居地区）の変更

【 当初施設配置計画図 H24.11.30当初決定時 】



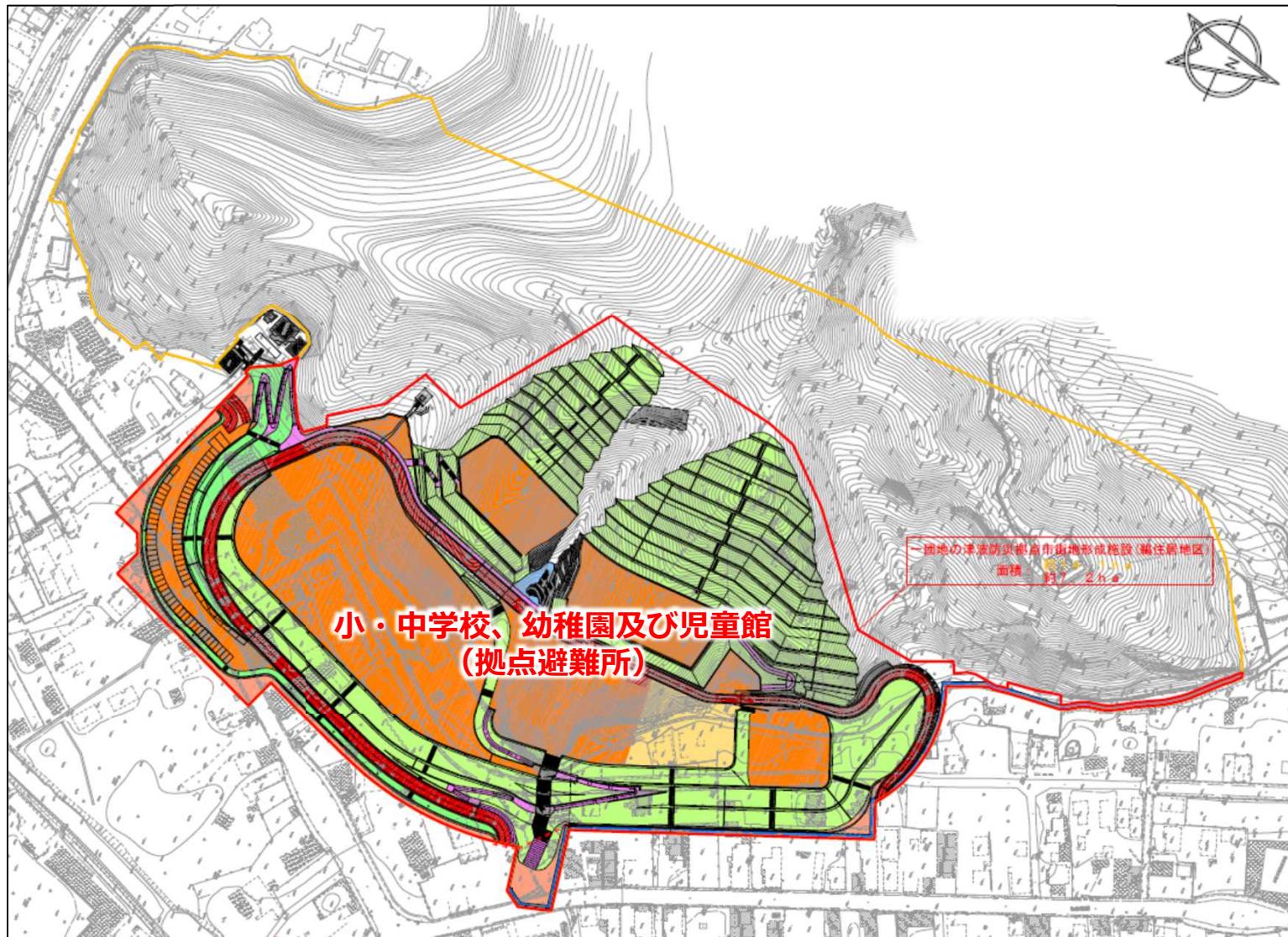
一団地の津波防災拠点市街地形成施設（鶴住居地区）の変更

【避難路の検討図】



一団地の津波防災拠点市街地形成施設（鶴住居地区）の変更

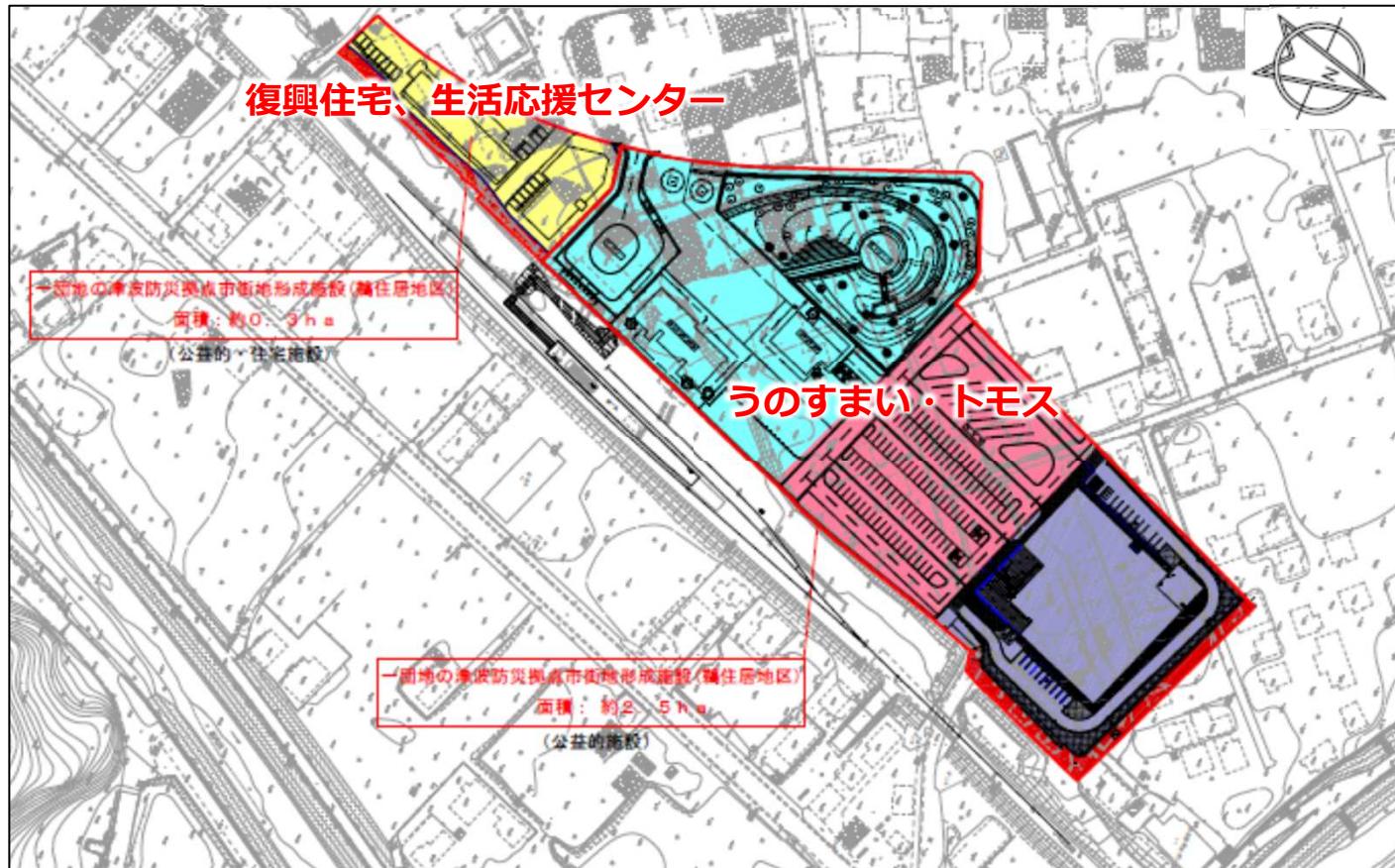
【 現在の施設配置計画図（小・中学校周辺）】



凡 例	
変更前	一団地の津波防災拠点市街地形成施設施行区域
変更後	
■	道 路
■	歩 道
■	道路法面
■	造成(施設)法面
■	小・中学校
■	幼 稚 園
■	公益的・住宅施設
■	駅前広場
■	駐 車 場
■	体 育 館

一団地の津波防災拠点市街地形成施設（鵜住居地区）の変更

【現在の施設配置計画図（鵜住居駅周辺）】



凡 例	
変更前	一団地の津波防災拠点市街地形成施設施行区域
変更後	道 路
	歩 道
	道路法面
	造成(施設)法面
	小・中学校
	幼 稚 園
	公益的・住宅施設
	駅前広場
	駐 車 場
	体 育 館

一団地の津波防災拠点市街地形成施設（鵜住居地区）の変更

【都市計画の変更案】（黄字：変更前、赤字：変更後）

名 称	一団地の津波防災拠点市街地形成施設（鵜住居地区）		
位 置	岩手県釜石市鵜住居町第13地割、鵜住居町第15地割及び鵜住居町第16地割の各一部		
面 積	<p>約 16.9 ha 約 10.0 ha</p>		
公益的施設	約 16.6 ha 約 9.7 ha	備 考	小・中学校等、防災施設、体育館、地域交流施設、購買施設、駐車場、広場等を配置する。
公益的・住宅施設	約 0.3 ha		市役所出張所、住宅等を配置する。
公共施設	下水道 ①雨水：鵜住居川へ直接放流する。 ②汚水：公共下水道により集水し、流末処理場を経由して長内川へ放流する。 上水道 釜石市営水道により供給する。		

議案審議